

# 納税管理人申告書／承認申請書

年 月 日

福山市長様

納税義務者 住所／所在地

名前／名称

印

生年月日

年 月

日

電話番号

( )

—

携帯電話番号

( )

—

福山市税条例（昭和41年条例第89号）第55条の規定により、固定資産税・都市計画税の納税管理人を次のとおり（設定・変更・廃止）しましたので、（申告・承認申請）します。

納税管理人を（設定・変更・廃止）する納税通知書番号（12桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※複数の通知書がある場合は通知書ごとに申告書／承認申請書の作成が必要です。

納 税 管 理 人	住所／所在地				
	ふりがな				
	名前／名称				印
	電話番号 (      -      -      )				
生年月日	年	月	日		
旧 納 税 管 理 人	住所／所在地				
	ふりがな				
	名前／名称				印
電話番号 (      -      -      )					

納税管理人の（設定・変更・廃止）理由欄（数字に○をしてください。）

1 出国するため	2 入国したため
3 福山市外に転出しているため	4 福山市内に転入しているため
5 その他（理由を記入してください。）	

宛名番号	受付	メモ	処理者	確認者
	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 電子申請 <input type="checkbox"/> その他 (      )			

## 納税管理人の申告・承認申請について

### 地方税法

#### 第 355 条 (固定資産税の納税管理人)

固定資産税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

#### 第 356 条 (固定資産税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

前条第一項の規定によって申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、30 万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

### 福山市税条例

#### 第 55 条 (固定資産税の納税管理人)

固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

#### 第 56 条 (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

前条第 2 項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

◎ お問合せ先

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

福山市役所 企画財政局税務部資産税課

TEL (084) 928-1022